

自動車リサイクル法における破砕業の許可申請等について

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）に基づく破砕業の許可申請等には、事前協議及び住民説明が必要です。

下記の内容に該当する事業の開始等にあたっては、必ず最寄りの保健所又は循環社会推進課にご相談ください。

1 対象業種

破砕業（引取業、フロン回収業、解体業は対象外）

2 事前協議

下記に該当する申請等が、事前協議の対象となります。

自動車リサイクル施設を設置しようとする市町村を管轄する保健所に、事前に連絡のうえ、協議してください。（各保健所の管轄市町村はホームページに掲載しています）

①対象事項

- ・新規許可申請（法人成り、法人合併等による事業場の新設を伴わない新規申請は対象外）
- ・事業場（保管施設は除く）の移転、追加を伴う変更届
- ・事業の範囲の変更許可申請（破砕前処理から破砕への変更）

②提出書類

- ・事前協議書（様式2）、位置図、平面図、施設概要、事業計画書及び収支見積書（様式1）、説明会開催計画書（様式3）

3 住民説明会

上記の2 - ①に該当する申請等については、住民説明会を開催する必要があります。

①対象地域

- ・自動車リサイクル施設を設置しようとする地区
（地区の周辺部で他地区に隣接するような場合等対象地域を広げる必要がある場合は、関係機関による協議で決定）

②提出書類

- ・説明会開催計画書（様式3）… 事前協議時
- ・説明会開催報告書（様式4）… 正式申請時

4 書類提出先

管轄保健所へ2部提出してください。